

## 単価契約（郵便による見積合せ）実施要領

### 1 見積合せに付する事項、見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項等

発注案件名称：事務用複合機賃貸借（市長部局・上下水道局）（合併）  
発注番号：03BAY-1  
入札方式：見積合せ  
契約方式：単価契約  
申請書・見積書等郵送締切日：令和3年5月13日  
見積合せ執行日時/場所：令和3年5月17日 午前10時00分 枚方市役所 本館3階 第3会議室  
期間：契約締結日から令和8年9月30日まで  
納入場所：枚方市指定場所  
発注者：枚方市長・枚方市上下水道事業管理者

#### 予定価格

予定価格：設定あり

※上記価格には、消費税及び地方消費税を含まない。

#### 賃借物品

・事務用複合機 一式  
(詳細は、仕様書参照のこと。)

#### 業務区分

物品「20リース レンタル - 412 情報処理用機器リース」又は「20リース レンタル - 414 事務機器」

#### 支払条件

毎月出来高払い

#### 仕様書等

仕様書等は、枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。

#### 参加申請書

枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。

※ 単価契約 [随意契約（郵便による見積合せ）] 参加申請書

#### 専用封筒配布場所

枚方市 総務部 契約課（枚方市役所 本館3階）にて配布

#### 質疑メール締切期限

令和3年4月21日 正午まで

質疑はEメールのみとする。会社名及び担当者名を必ず明記すること。（※質疑書の様式は、枚方市ホームページ（入札・契約情報→様式ダウンロード内）の「質疑回答書」を使用してください。）

質疑メール送付先：keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp

#### 回答日時等

令和3年4月28日 午後1時より枚方市ホームページ（入札・契約情報→質疑回答公表）に掲載。

#### 発注条件

##### 【地域区分】

市内業者、準市内業者、市外業者、欧州連合の供給者

##### 【登録業種】

本市において、「物品」の「20リース レンタル - 412 情報処理用機器リース」又は「20リース レンタル - 414 事務機器」で登録している者であること。

欧州連合の供給者で本市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない方は、事前に本市ホームページ掲載の「欧州連合の供給者の競争入札参加資格申請について」に定めるところにより、当該申請を行ってください。

##### 【その他の条件】

1. 見積書郵送締切日において、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づき、一般競争入札への参加の停止又は指名競争入札の指名の停止（以下「入札参加停止」という。）の措置を受けていないこと。
2. 見積書郵送締切日において、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、枚方市暴力団排除条例（平成24年枚方市条例第45号）第8条の規定による措置を受けていないこと。
3. 前2号に掲げるもののほか、入札参加停止の措置事由に該当し、見積合せに参加させることが適当でないと認められる者でないこと。
4. 見積書郵送締切日において、営業停止中でないこと。
5. その他、本仕様の内容を充足すること。

## 見積書

枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。

（見積書作成に係る注意事項）

- ・ 見積書の金額（単価・金額・総合計金額（1月当たり））は、消費税及び地方消費税を含む金額を記入すること。
- ・ 見積書の単価は、小数点以下第2位まで可とし、金額は、小数点以下の端数を切り捨てるものとする。
- ・ 見積書にある各項目の単価にそれぞれの予定数量（1月当たり）を乗じた金額を合計し、総合計金額（1月当たり）を算出すること。

## 決定方法

見積書の総合計金額（1月当たり）の最も低い者を落札決定者とする。ただし、各項目の単価がそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内に達していない場合は、総合計金額（1月当たり）の最も低い者から順番に協議を行い、全項目が予定価格（単価）の制限内に達した者を落札決定者とする。

## 参加業者及び立会人公表日

令和3年5月14日 枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）にて公表。

※公表時に「立会人」と表示された場合は、原則見積合せ日時に指定場所へお越しください。

立会いに代表者以外の方が来られる場合は、立会人委任状（枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。）を持参して下さい。

## その他

1. 本案件は、仕様書①及び②の合併案件となるので、合併後の総合計金額（税込）で、見積書を作成すること。
2. 本案件の契約書は、市長部局（仕様書①）及び上下水道局分（仕様書②）の2契約とする。

## 2 見積合せ及び見積合せ参加資格の審査

- (1) 見積合せ参加者は、郵便により見積りを行うこと。指定された郵送方法によらない見積りは受け付けない。
- (2) 見積書には、金額（各見積り単価）、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、届け出た使用印鑑を鮮明に押印すること。
- (3) 見積書は、入札書封筒（青色）に入れ、封緘すること。見積書の日付については、公表日から開札日までを有効とする。
- (4) 入札書封筒（青色）の表面に、入札日（見積合せ日）、発注番号及び件名を、裏面に所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、届け出た使用印鑑で押印（裏面割印）すること。
- (5) 封筒の郵送について
  - ア 見積書を封緘した入札書封筒（青色）を入札書在中封筒（緑色）に入れること。
  - イ 参加申請書とその他本市が指定する見積合せ参加に必要な書類は、入札参加申請書類在中封筒（オレンジ色）に入れること。参加申請書の日付については、公表日から開札日までを有効とする。
  - ウ 緑色とオレンジ色の封筒裏面の発注番号、件名、所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び電話番号を記入すること。（入札書在中封筒の差出人の下の余白には業者登録番号も記入）
  - エ 入札書在中封筒（緑色）及び入札参加申請書類在中封筒（オレンジ色）をそれぞれ別々に「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で、郵送期限までに枚方郵便局（枚方北局・枚方東局は不可）に必着するように郵送すること。なお、見積合せが終わるまで差出控えを保管すること。
- (6) その他
  - ア 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
  - イ 提出された資料は、返却しない。
  - ウ 見積合せ参加資格の審査は、申請書・見積書等郵送締切後に行うものとする。ただし、見積合せ参加資格の審査により見積りを認められた者であっても、落札者決定に必要な審査の結果、見積合せ参加資格を有しないことが明らかになった者は落札者とししない。
  - エ 見積合せは、複数の職員が行うものとする。

## 3 契約の締結

- (1) 本契約は、見積書にある項目ごとに1枚当たりの単価契約とする。
- (2) 契約書及び契約約款は、本市所定のものを使用する。

## 4 契約を締結しない場合

申請書・見積書等郵送締切日から契約締結日までの期間において、落札者が次のいずれかに該当する場合は、当該落札者と契約を締結しない。

- (1) 無効な見積りであったことが明らかになった場合
- (2) 申請書・見積書等郵送締切日の後に見積合せ参加資格の要件を満たさないこととなった場合
- (3) 申請書・見積書等郵送締切日の後に「1.【その他の条件】1.から3.」に該当することとなった場合

- (4) 営業停止の処分又は業務を行うに必要とする許可等が取消されたとき。

## 5 見積りの無効

次のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) この公告に示した見積合せ参加に関する諸条件を満たさない者又は虚偽の申請を行った者のした見積り
- (2) 枚方市契約規則に規定する入札無効要件中、入札を見積りと読み替えた場合これに該当する見積り
- (3) 入札書封筒、入札書在中封筒、及び入札参加申請書類在中封筒が「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」の局留め郵便以外の方法で契約課へ届けられた場合
- (4) 入札書封筒、入札書在中封筒、及び入札参加申請書類在中封筒(入札参加申請書類在中封筒を任意の封筒に貼り付けた場合を含む。)以外の封筒で郵送された場合
- (5) 入札書封筒、入札書在中封筒、及び入札参加申請書類在中封筒が郵送期限までに枚方郵便局に必着していなかった場合
- (6) 見積書及び入札書封筒に届出のある使用印鑑が押印されていない場合
- (7) 一通の封筒に複数の見積書が入っていた場合
- (8) 入札参加申請書類在中封筒に参加申請書その他必要書類が同封されていない場合
- (9) 入札書封筒、入札書在中封筒、及び入札参加申請書類在中封筒において、申請者又は発注件名が特定できなかった場合
- (10) 発注番号と件名が不一致の場合
- (11) その他申請者又は発注件名を特定できなかった場合
- (12) その他見積合せに関する条件に違反した者の見積り

## 6 見積合せの中止等

次のいずれかに該当するときは、見積合せを中止し、又は見積合せ期日を延期することがある。

- (1) 不正な見積が行われるおそれがあると認めるとき。
- (2) 災害その他やむを得ない理由があると認めるとき。

## 7 見積合せ参加者名の公表

見積合せ参加者名の公表は、指定日に行う。また、同時に立会人の指名表示も行う。

※ 第三者を介し、見積合せ参加者名・参加者数等を探る行為は、本市の入札参加停止措置になるのみでなく、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項の罪〔公契約関係競売等妨害〕に当たることがありうる。

当該事実があれば、警察当局へ報告する等、毅然とした態度で対応するので了知されたい。

## 8 談合その他不正行為の対応について

本見積合せについて、談合その他不正行為が認められた場合は、公正取引委員会及び警察当局へ通報するなど、厳正に対応するので了知されたい。

## 9 その他

- (1) 不正な見積りが行われるおそれがあると認めるときは、無効の見積書についても開札するものとする。
- (2) 発注者が枚方市上下水道事業管理者（枚方市病院事業管理者又は枚方寝屋川消防組合管理者）である場合は、上記2以降の説明において「枚方市」は「枚方市上下水道局（市立ひらかた病院又は枚方寝屋川消防組合）」、「枚方市長」は「枚方市上下水道事業管理者（枚方市病院事業管理者又は枚方寝屋川消防組合管理者）」、「枚方市契約規則」は「枚方市契約規則の例（市立ひらかた病院契約規程又は枚方寝屋川消防組合契約規則）」と読み替えるものとする。

## 10 問合せ先

大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号  
枚方市総務部契約課（枚方市役所本館3階）  
電話（072）841-1345